

結核健康診断対象者確認表（岡崎市結核定期健康診断実施要綱より一部抜粋）

実施 義務者	対象施設等	対象者	実施 時期	根拠
事業 者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。） 病院 診療所、歯科診療所 助産所 介護老人保健施設 介護医療院 社会福祉施設（※） 生活保護法関係 救護施設、更生施設 老人福祉法関係 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 障害者総合支援法関係 障がい者支援施設 困難女性支援法関係 女性自立支援施設	従事者	毎年度	法第 53 条 の 2 第 1 項 第 4 項 法施行令 第 12 条 第 1 項 第 1 号
学 校 の 長	大学（短期大学、大学院を含む。） 高等学校、高等専門学校 専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満の者を除く。）	学 生 又 は生徒	入 学 し た年度	法第 53 条 の 2 第 1 項 第 4 項 法施行令 第 12 条 第 1 項 第 2 号
施 設 の 長	刑事施設に収容されている者 社会福祉施設（※）に入所している者 生活保護法関係 救護施設、更生施設 老人福祉法関係 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 障害者総合支援法関係 障がい者支援施設 困難女性支援法関係 女性自立支援施設	20 歳に 達する 日の属 する年 度以降 65 歳に 達する 日の属 する年 度以降	毎年度	法第 53 条 の 2 第 1 項 第 4 項 法施行令 第 12 条 第 1 項 第 3 号 第 4 号
市 長	当市に居住する者のうち、上記以外の者 （市が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く。） 当市に居住する者のうち市内における結核の発生の 状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他 の事情を勘案して特に必要と認める者	65 歳に 達する 日の属 する年 度以降 —	毎年度 市 が 定 め る 定 期	法第 53 条 の 2 第 3 項 法施行令 第 12 条 第 2 項 第 1 号 第 2 号

※社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設。